

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 危機管理防災課

法令名	災害対策基本法施行令			法令の番号	昭和37年7月9日政令第288号					
許認可等の種類	緊急車両の確認			根拠条項	第33条第1項					
審査基準	<p>災害対策基本法第76条に規定するとおりであり、以下の条件のいずれかを認めるとき。</p> <p>1 災害応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。</p> <p>2 災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。</p> <p>3 1及び2以外の場合であって、消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を実施するための緊急輸送を行う車両であること。</p>									
	受付機関	危機管理 防災課	処理機関	危機管理 防災課	交付機関	危機管理防災課		標準処理期間	2 日	目次 NO
								標準経由期間	日	